

最高裁秘書第3370号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第43号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第69号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（最情）諮詢第69号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第43号）

件名：民事裁判書類電子提出システムの弁護士利用率が地裁別に分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

民事裁判書類電子提出システム（略称は「mints」）の弁護士利用率が地裁別に分かる文書（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年1月24日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、本件開示申出文書を作成しなければならないとする定めはなく、最高裁判所は裁判所ごとの月別のmints利用事件数をあくまで概数として把握しているのみであるため、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかったこと、最高裁判所は裁判所ごとの月別のmints利用事件数をあくまで概数として把握しているのみであるため、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認したところ、最高裁判所は、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人（民事訴訟法54条1項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）が選任されている事件にmintsの利用対象事件を限っているため、mints利用事件は弁護士である訴訟代理人が選任されている事件がほとんどとなるという実情を踏まえて、本件開示申出について、「各地裁に係属している民事訴訟事件（各月末の未済事件）のうち、mintsを利用している事件の割合」又は「各地裁に係属しているmints対象事件（各月末の未済事件中、当事者双方に訴訟代理人が選任されている事件）のうち、mintsを利用している事件の割合」と整理した上で、対象文書を探索したものと認められた。上記のmints利用事件の実情を踏まえると、上記最高裁判所の整理が不合理であるとはいえない。

また、当委員会庶務を通じて確認した結果、最高裁判所は、mintsに登録されている事件を、裁判所ごとに抽出して集計することは行っているものの、登録事件は現に係属している事件と必ずしも一致するものではなく、係属事件数との関係で正確な数値や割合は把握していないものと認められた。そうであれば、最高裁判所が、上記のとおり整理したいずれの文書についても、作成し、又は取得しているとは認められず、本件開示申出文書を保有していないとした

原判断が不相当であるとはいえない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕